

あなたの
挑戦の力になる

商工会だより

VOL. 49 令和2年1月発行

隠岐の島町商工会 TEL:2-1157・FAX:2-5984
都万支所 TEL:6-2074・FAX:6-2001

隠岐の島町商工会
Okinoshima-cho Shokokai

商工会会員数:586名
(令和元年12月末現在)

商工会のホームページ <http://oki.shoko-shimane.or.jp/>

隠岐の島町商工会

検索



経営者の皆さん、ご存知ですか?

確定申告で掛金が
全額所得控除



個人事業主・経営者の
ための退職金制度
小規模企業共済

中小機構

商工会休日緊急連絡用携帯電話：080-2946-1898

新
年
賀

令和2年賀詞交歓会

新
年
賀

1月7日、隠岐プラザホテルで、令和2年賀詞交歓会(主催:隠岐の島町経済六団体協議会・事務局:隠岐の島町商工会)が開催され、約100人の地域経済及び行政等に係わる関係者が集まり、午後5時30分より始まった。横地隠岐の島町経済六団体協議会代表(隠岐の島町商工会長)の挨拶後、池田町長から令和最初の新年にあたっての祝辞をいただき、続いて吉田島根県議会議員の乾杯後、会場は懇親の場となり、和やかな雰囲気の中で、集まった関係者は新年の挨拶を交わし交流を深めた。最後に、経済六団体副代表 渡邊(島根県隠岐地区建設業協会会長)氏の三本締めで、賀詞交歓会は盛会裏に閉会しました。



十二支



謹んで
お慶びと
申し上げます

子は本来「孳」という字で、種子の中に新しい生命がぎざし始める状態を指します。そもそも十二支は植物の循環の様子を表しています。子の前後は『亥>子>丑』となりますが、『亥』は本来『閏』で植物の生命力がその内に閉じ込められている状態。『丑』は『紐』で芽が種子の中に生じてまだ伸びることができない状態という意味だそうです。

～ 就職フェア・セミナー等 開催のお知らせ ～

改正 相続法セミナー

日 時：令和2年2月20日(木)
13時30分～15時30分
会 場：隠岐島文化会館2階「集会室」
参加費：無 料
対象者：事業承継をご検討中の事業者の方
または相続の仕方に関心のある事業者の方等
講 師：橋爪弁護士(隠岐ひまわり基金法律事務所)

- 協力：隠岐の島町事業承継推進協議会
- 問合せ先：隠岐の島町商工会 ☎2-1157
詳しくは、同封のチラシ
または隠岐の島町商工会ホームページ等
をご覧ください。

2020隠岐の島町合同企業就職相談会

日 時：令和2年3月8日(日)
13時00分～16時00分
会 場：サンテラス2階「ホール・ロビー」
対象者：一般求職者、UIターン就職希望者、
令和3年3月大学等卒業予定者、保護者の参加も可

- ・就職相談会 15社 程度を予定
- ・ハローワーク相談コーナー
- ・定住、創業、起業相談コーナー

■ 詳しくは、隠岐の島町ホームページをご覧ください。

- 主 催：隠岐の島町雇用対策協議会・隠岐の島町
ハローワーク隠岐の島

令和元年分確定申告期間

所得税および消費税

所得税および復興特別所得税の申告
3月16日(月)までに申告・納税を

個人事業者の消費税および地方消費税の申告
3月31日(火)までに申告・納税を

外国人材(技能実習・特定技能)セミナー

日 時：令和2年3月5日(木) 14時30分～16時00分
セミナー後、希望者に個別相談実施します。
会 場：隠岐の島町役場ふれあいセンター2階「会議室」
講 師：島根県外国人雇用情報提供窓口専門員

- 問合せ先：島根県商工労働部雇用政策課 多様な就業推進室
☎ 0852-22-6634 FAX 0852-22-6150
- 詳細は、島根県、隠岐の島町
または隠岐の島町商工会のホームページをご覧ください。

改正健康増進法
2020年4月より
全面施行

● 2020年4月1日から 「原則屋内禁煙」です。

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の設置も
可能です。
※一部の飲食店については経過措置があります。

● 詳しい情報はこちらへ

厚生労働省ホームページ
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>

● ご相談・お問い合わせ先 ※財政・税制支援等についての相談先も紹介します。

最寄りの保健所へご連絡ください。

松江市・島根県共同設置松江保健所 (0852) 23-1314

雲南保健所 (0854) 42-9637

県央保健所 (0854) 84-9821

益田保健所 (0856) 31-9536

隠岐保健所(島前) (08514) 7-8121

出雲保健所 (0853) 21-8785

浜田保健所 (0855) 29-5552

隠岐保健所(島後) (08512) 2-9713

島根県健康推進課健康増進グループ (0852) 22-5685

飲食店・オフィス・事業所などは “原則屋内禁煙”となります!

🍴 飲食店

🏢 オフィス・事業所など
事務所、工場、ホテル・旅館、旅客運送
事業船舶・鉄道、その他全ての施設

なくそう!望まない受動喫煙

